

平成 26 年 3 月 7 日

各 位

上場会社名 株式会社フジコー
[銘柄名：F U J I K O H]
(コード番号 2 4 0 5 東証マザーズ)
本店所在地 東京都台東区駒形二丁目 7 番 5 号
代 表 者 代表取締役社長 小林 直人
問 合 せ 先 経営企画室長 清水 周二
電 話 番 号 0 3 - 3 8 4 1 - 5 4 3 1
U R L <http://www.fujikoh-net.co.jp>

新株式の発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 7 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、当該新株式の発行及び当社株式の売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

【本資金調達の目的】

当社は、産業廃棄物及び一般廃棄物のバイオマスを中心としてリサイクル処理事業を行っております。平成 19 年より木くず等のバイオマス資源をエネルギー源として発電を行なうバイオマス発電施設の事業化も開始し、自社で使用する電力を削減するとともに、余剰電力を売電する事により、CO₂の削減を推進してまいりました。

当社の主力事業であります建設系リサイクル事業においては、事業環境を取り巻く建設不動産業界の景気動向が不安定であったことから、製造業、運輸倉庫業、小売業等の非建設廃棄物を排出する事業者からの受入拡大を進めるとともに売上高の安定確保を目的として取引先の分散化を進めてまいりました。さらに食品リサイクル事業では中長期的な受入数量の拡大を目指し、堆肥化から飼料化への売上構成の転換に注力してまいりました。

これらの結果、平成 25 年 6 月期は月次売上高が 12 ヶ月連続で前年同月を上回るとともに利益率も大幅に改善し、営業キャッシュ・フローは 575 百万円の収入と前年同期比で倍増いたしました。今期平成 26 年 6 月期の業績につきましても当初計画通り増収増益で推移する見通しであります。

当社の今後の事業拡大を目指す成長戦略は、安定した電力供給が可能となるバイオマス発電事業の拡大であります。日本政府は、平成 23 年の東日本大震災以降、国内の原子力発電停止による電力供給不足の懸念が高まったことで、平成 24 年に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（電力全量買取制度）」を導入しました。当社は、電力供給の事業環境に新たなビジネスチャンスがあると判断し、これまで培ったバイオマス発電のノウハウを生かした「森林資源を活用したバイオマス発電事業の着手」について、平成 25 年 12 月 18 日開催の取締役会で決議を行いました。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本資金調達の目的は、当該バイオマス発電事業の管理運営を行う当社子会社及び孫会社の設備投資に対する投融資資金の調達であります。また、新株発行増資により自己資本比率の向上に加え、財務の健全性や安定性の確保を図り、当社グループの収益基盤を強化することで更なる企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元の拡大を目指してまいります。

I. 新株式の発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 600,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 3 月 17 日(月)から平成 26 年 3 月 19 日(水)までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
決定方法
- (3) 増加する資本金 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
及び資本準備金の額
- (4) 募集方法 一般募集とし、東海東京証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 26 年 3 月 25 日(火)から平成 26 年 3 月 27 日(木)までのいずれかの日。
ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 60,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 東海東京証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が当社株主から 60,000 株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、60,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、東海東京証券株式会社は、一般募集の対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、平成26年4月18日(金)を行使期限として、上記株主から付与されます。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年4月18日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、東海東京証券株式会社は、グリーンシュエアプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエアプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ①発行価格等決定日が平成26年3月17日(月)の場合、「平成26年3月20日(木)から平成26年4月18日(金)までの間」
- ②発行価格等決定日が平成26年3月18日(火)の場合、「平成26年3月21日(金)から平成26年4月18日(金)までの間」
- ③発行価格等決定日が平成26年3月19日(水)の場合、「平成26年3月25日(火)から平成26年4月18日(金)までの間」
となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	3,191,900 株	(平成 26 年 2 月 28 日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	600,000 株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	3,791,900 株	

3. 資金調達の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集による手取概算額 367,473,000 円については、平成 26 年 4 月から平成 26 年 12 月までに、森林資源を活用したバイオマス発電事業に着手するために平成 26 年 1 月に設立した当社子会社株式会社一戸フォレストパワー及び当社孫会社株式会社一戸森林資源への投融資資金に全額を充当する予定であります。

当社は、建設系・食品系リサイクル事業を中核事業とし、リサイクル処理の過程で発生する生物資源（バイオマス）を原料とした発電で、自社で使用する電力を削減するとともに余剰電力を売電してきましたが、さらなる事業拡大と温室効果ガスの削減及び循環型経済社会の構築といった社会的ニーズに対応するため自然エネルギー電力の供給拡大を目指しております。なかでも最も出力の安定したバイオマス発電が有望であると考えており、新規事業として森林資源を活用したバイオマス発電による電力の小売事業への参入を企図し、森林資源の豊富な隣接県を有する岩手県二戸郡一戸町に発電会社としての子会社株式会社一戸フォレストパワーとバイオマス燃料製造会社としての孫会社株式会社一戸森林資源を設立しました。両社は、岩手県及び秋田県北部、青森県南部の森林木材を燃料として、自然エネルギー電力の発電を行い、地元の小中学校、役場等の公共施設、事業会社へ電力供給を行う計画であります。本発電事業は、地域で発生する木材を燃料として、地元で発電を行い、地元で電力の供給を行う地産地消型の先駆的なモデルと考えております。

当社からの投融資資金は、上記子会社及び孫会社のバイオマス発電機械装置や木材処理装置設置に係る契約着工金や出来高金等の一部に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、平成 26 年 3 月 7 日現在（ただし、既支払額については平成 26 年 2 月 28 日現在）以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株一戸フォレスト パワー	岩手県 二戸郡一戸町	木質バイオマス 発電施設	2,200	—	当社並びに共同出資 会社からの投融資資 金及び借入金	平成26年 6 月	平成27年 12 月	発電能力 6,250kW/時間
株一戸森林資源	岩手県 二戸郡一戸町	森林資源燃料化 施設	800	—	当社からの投融資資 金及び借入金	平成26年 6 月	平成27年 12 月	木質破砕能力 269t/日

(注) 当社からの投融資資金の一部については、今回の資金調達より投融資を行います。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株式会社一戸フォレストパワー及び株式会社一戸森林資源の概要は以下のとおりであります。

1 株式会社一戸フォレストパワーの概要

- | | |
|-------------|---|
| ① 商号 | 株式会社一戸フォレストパワー |
| ② 代表者 | 小林 直人（当社代表取締役社長） |
| 取締役 | 久保 好孝（株式会社エナリス取締役会長） |
| ③ 所在地 | 岩手県二戸郡一戸町岩館字田中65番地 1 |
| ④ 主な事業内容 | バイオマス発電事業及び付帯事業 |
| ⑤ 資本金 | 7,000万円 |
| ⑥ 発行済株式数 | 普通株400株、優先株2,000株 |
| ⑦ 株主構成（普通株） | 当社65% 株式会社エナリス35% |
| ⑧ 当社との関係 | 資本関係：当社の65%出資により設立
人的関係：当社代表取締役社長が代表取締役を兼務
取引関係：当社との間には、記載すべき取引はありません |

2 株式会社一戸森林資源の概要

- | | |
|----------|---|
| ① 商号 | 株式会社一戸森林資源 |
| ② 代表者 | 小林 直人（当社代表取締役社長） |
| ③ 所在地 | 岩手県二戸郡一戸町岩館字田中65番地 1 |
| ④ 主な事業内容 | バイオマス燃料の製造販売及び付帯事業 |
| ⑤ 資本金 | 6,000万円 |
| ⑥ 発行済株式数 | 1,200株 |
| ⑦ 株主構成 | 株式会社一戸フォレストパワー100% |
| ⑧ 当社との関係 | 資本関係：当社子会社の100%出資により設立
人的関係：当社代表取締役社長が代表取締役を兼務
取引関係：当社との間には、記載すべき取引はありません |

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）業績に与える影響

今回の調達資金を設備資金に充当することにより、当社グループの将来における持続可能な成長に加え、財務体質の強化と企業価値の向上に貢献するものと考えております。

今期の業績予想につきましては、平成 26 年 2 月 7 日付で公表いたしました「平成 26 年 6 月期第 2 四半期決算短信」からの変更は現時点ではございません。修正が必要であると判断した時点で速やかに開示いたします。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業基盤強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保充実をはかるとともに、株主の皆様への安定的かつ業績を反映した適正な利益還元を行うことを基本的な配当政策としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、新規事業への積極投資、財務体質・コスト競争力の強化などに有効活用し、経営基盤のさらなる充実を目指してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期
1 株当たり当期純利益	29.59 円	2.11 円	36.58 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	5.00 円 (－)	5.00 円 (－)	7.00 円 (－)
実績配当性向	16.9%	236.7%	19.1%
自己資本当期純利益率	8.7%	0.6%	11.2%
純資産配当率	1.4%	1.4%	1.9%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は次の通りであります。なお、今回の一般募集後の発行済株式総数（3,791,900 株）に対する新株予約権の交付株式残数の比率は 3.68% となります。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成 26 年 2 月 28 日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成 24 年 10 月 26 日	139,700 株	500 円	250 円	自 平成 25 年 8 月 10 日 至 平成 27 年 8 月 9 日

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 24 年 8 月 24 日	第三者割当増資 161,820 千円	294,592 千円	415,072 千円

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期	平成 26 年 6 月期
始値	2,745 円 ※137 円	688 円	349 円	460 円
高値	20,500 円 ※1,025 円	873 円	754 円	1,309 円
安値	2,500 円 ※125 円	265 円	270 円	447 円
終値	678 円	351 円	459 円	783 円
株価収益率	22.91 倍	166.13 倍	12.55 倍	—

(注) 1. 平成 23 年 6 月期の株価の※印は、平成 23 年 6 月 1 日付株式分割による権利落後の株価であります。

2. 平成 26 年 6 月期の株価については、平成 26 年 3 月 6 日現在で記載しています。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。平成 23 年 6 月期の 1 株当たり当期純利益は、平成 23 年 6 月 1 日付株式分割が平成 23 年 6 月期の期首にあったものとして算定しています。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である、小林直人、小林美子及び上竹智久は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式の発行及び株式売出し」に記載の公募による新株式発行を実施することにより発行済株式数が増加するため、当社主要株主である小林美子が主要株主ではなくなることが見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

氏 名	小林 美子
住 所	千葉県白井市
当社との関係	当社代表取締役社長小林直人の配偶者

3. 異動前後における当該株主の所有株式数、所有に係る議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 25 年 12 月 31 日現在)	3,480 個 (348,000 株)	10.93%	第 2 位
異 動 後	3,480 個 (348,000 株)	9.18%	第 2 位

(注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は 78 株であります。

2. 平成 26 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数は、3,191,900 株であります。

3. 上記の割合は、小数点以下第三位を切り捨てて算出しております。

4. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合及び大株主順位は、平成 25 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数 31,813 個に今回の公募による新株式発行による増加議決権個数 6,000 個と平成 26 年 2 月 28 日までに当社が確認した新株予約権の行使による増加議決権個数 95 個を加え、総株主の議決権の数を 37,908 個として算出しております。

4. 異動年月日

前記「I. 新株式の発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による当社の経営及び業績への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。